設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
□基準省令第１条第１項第１号ロの基準
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

【５．備考】

（略）

（注意）

１．～５．　（略）

６．第五面関係

①～④　（略）

⑤　【４．非住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

⑴　（一次エネルギー消費量に関する事項）について、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。

⑵　「ＢＥＩ」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。以下この⑵及び⑶において同じ。）で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「ＢＥＩ」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量（⑶において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。）についての基準省令第３条第１項の規定の適用については、同項中「E_{ST}＝｛(E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}）×Ｂ＋E_M｝×10^{-3}」とあるのは、「E_{ST}＝（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}＋E_M）×10^{-3}」とします。「ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

⑶　「ＢＥＩの基準値」は、基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「ＢＥＩの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

（削る）

７．～９．　（略）

様式第二十二（第十二条第一項及び附則第二条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第三面）

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

［建築物に関する事項］

【１．地名地番】～【14．該当する地域の区分】　（略）

設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第１号ロの基準
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

【５．備考】

（略）

（注意）

１．～５．　（略）

６．第五面関係

①～④　（略）

⑤　【４．非住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。

（新設）

（新設）

（新設）

⑥　「ＢＥＩ」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

７．～９．　（略）

様式第二十二（第十二条第一項及び附則第二条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第三面）

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

［建築物に関する事項］

【１．地名地番】～【14．該当する地域の区分】　（略）